

男鹿市規則第 4 号

男鹿市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市営住宅条例施行規則（平成 17 年男鹿市規則第 145 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第 1（第 11 条関係）</p> <p>1 公営住宅法施行令第 2 条第 1 項による家賃の算出方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>収入の算定は、入居者及び同居親族の過去 1 年間における所得金額（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 編第 2 章第 1 節から第 3 節までの例に準じて算出した所得金額）から（A）に掲げる額を控除し、12 で除した額が月収入となります。</p> <p style="text-align: center;">控除される額（1 人につき）</p> <p><u>(1) 給与所得又は雑所得のある者</u> <u>100,000 円 ※その者の所得金額が 10 万円未満の場合は当該所得金額</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 寡婦控除 270,000 円 ※その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が 27 万円未満の場合は当該残額</u></p> <p><u>(7) ひとり親控除 350,000 円 ※その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が 35 万円未満の場合は当該残額</u></p> <p>家賃算定基礎額 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第 1（第 11 条関係）</p> <p>1 公営住宅法施行令第 2 条第 1 項による家賃の算出方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>収入の算定は、入居者及び同居親族の過去 1 年間における所得金額（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 編第 2 章第 1 節から第 3 節までの例に準じて算出した所得金額）から（A）に掲げる額を控除し、12 で除した額が月収入となります。</p> <p style="text-align: center;">控除される額（1 人につき）</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 寡婦又は寡夫控除 ※その人の所得金額が 27 万円未満の場合は当該所得金額 270,000 円</u></p> <p>家賃算定基礎額 (略)</p> <p>2 (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の男鹿市営住宅条例施行規則の規定は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。